

【申請期間・補助対象期間を延長】

宗像市宿泊事業者緊急支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊事業者の事業継続と回復期における誘客促進へのスムーズな移行を図るため、当該事業者が行う同感染症拡大防止のための取り組みや安全対策に関する情報発信などに掛かる経費の一部を補助します。

対象者要件	宗像市内で宿泊施設の営業許可を受けた中小企業者*又は住宅宿泊事業の届出を行っている中小企業者あって、福岡県宿泊事業者緊急支援補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けたもの ※中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号に規定する者を指します。											
補助率及び補助上限額	【補助率】補助対象経費（消費税除く）の4分の1以内 ※千円未満切り捨て 【補助上限額】 <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>客室数</th><th>補助上限</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">旅館・ホテル・簡易宿所</td><td>1～4室</td><td>1宿泊施設あたり上限 66,000円</td></tr><tr><td>5室以上</td><td>1宿泊施設あたり上限 166,000円</td></tr><tr><td>住宅宿泊事業者</td><td>—</td><td>1宿泊施設あたり上限 33,000円</td></tr></tbody></table>	業種	客室数	補助上限	旅館・ホテル・簡易宿所	1～4室	1宿泊施設あたり上限 66,000円	5室以上	1宿泊施設あたり上限 166,000円	住宅宿泊事業者	—	1宿泊施設あたり上限 33,000円
業種	客室数	補助上限										
旅館・ホテル・簡易宿所	1～4室	1宿泊施設あたり上限 66,000円										
	5室以上	1宿泊施設あたり上限 166,000円										
住宅宿泊事業者	—	1宿泊施設あたり上限 33,000円										
補助対象期間	令和2年4月1日（水）から 令和3年2月28日（日） までに実施した事業 ※令和2年4月1日以降に着手（発注）した事業で、令和3年2月28日までに完了した事業（支出済み）が対象です。											
補助対象業種・補助対象経費	県補助金の補助対象となった事業で、県補助金の補助対象となった経費が対象です。 （参考：県援補助金の補助対象経費） ① 施設の消毒や清掃などの衛生対策に要する消耗品や備品等の購入に必要な経費 ・マスク、消毒液、デジタル体温計、衛生用ユニフォーム追加等の購入 ・空気清浄機、自動手指消毒器、飛沫防止用シールド・アクリル板等の設置 ・客室及び共用部（ロビー等）の消毒業務委託等 ② 宿泊事業者が行う安全対策に関する情報発信等の広報経費 ・安全対策に関する情報発信（ホームページ改修等） ・販促用チラシ作成・送付、ウェブ広告等											
申請手続き	【申請期間】令和2年7月13日（月）から 令和3年3月31日（水）まで（17時必着） 県補助金の額の確定を受けたのち、以下の提出書類を揃えて申請してください。 【提出書類】 ・交付申請書（様式第1号） ・補助対象経費収支決算書（様式第1号の2） ・誓約書（様式第2号） ・県補助金 交付決定通知書の写し ・県補助金 額の確定通知書の写し ・補助事業に要する経費の支出が分かる書類（領収書等）の写し ・請求書（様式第3号）											
問合せ先・申請先	〒811-3492 宗像市東郷1丁目1-1 宗像市産業振興部商工観光課観光係 TEL：0940（36）0037 FAX：0940（36）0320											